

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―四〇―五五

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期</p>	<p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期</p>

間を除算する。

一～四 (略)

五 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間

イ・ロ (略)

ハ 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律（平成二十年法律第六十三号

）第二条第十二項第一号の研究公務員の国

と共同して行われる研究又は国の委託を受

けて行われる研究に係る業務に従事するこ

とによる休職の期間のうち人事院の定める

期間

間を除算する。

一～四 (略)

五 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その二分の一の期間

イ・ロ (略)

ハ 科学技術・イノベーション創出の活性化

に関する法律（平成二十年法律第六十三号

）第二条第十二項第一号の研究公務員及び

国立教育政策研究所の職員のうち専ら研究

に従事する者（研究職俸給表の適用を受け

る者で職務の級が一級であるものを除く。

）の国と共同して行われる研究又は国の委

託を受けて行われる研究に係る業務に従事

六 (略)	六 (略)
二 (略)	二 (略)
	することによる休職の期間のうち人事院の 定める期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。